

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="159 296 616 1086"> <tr> <td data-bbox="159 296 616 424">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="616 296 2125 424">平成17年4月71人、平成18年4月70人、平成19年4月70人、平成22年4月65人(計画値)9.7%の減予定。下水道に係る職員数としては、平成14年2人、平成15年1人、以降現在まで職員数1人であり、平成22年度以降もこれを継続し1人である。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 424 616 528">給与のあり方</td> <td data-bbox="616 424 2125 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 528 616 671">               国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方             </td> <td data-bbox="616 528 2125 671">人事院勧告に基づく給与改正を平成18年4月より実施。勤務評価制度はH18から実験的に導入し今後本格導入をしていく。また昇給試験制度も検討中であり今後実施の方向である。地域手当は該当無し。特殊勤務手当については下水道会計においては該当無し。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 671 616 807">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="616 671 2125 807">公共下水道特別会計に於いては技能労務職員に相当する職員無し。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 807 616 951">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="616 807 2125 951">退職時特昇はH18をもって廃止した。退職手当については退職手当組合の条例に基づいており、見直しについても組合に準拠してH21より実施の予定。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 951 616 1086">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="616 951 2125 1086"></td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年4月71人、平成18年4月70人、平成19年4月70人、平成22年4月65人(計画値)9.7%の減予定。下水道に係る職員数としては、平成14年2人、平成15年1人、以降現在まで職員数1人であり、平成22年度以降もこれを継続し1人である。(課題)	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	人事院勧告に基づく給与改正を平成18年4月より実施。勤務評価制度はH18から実験的に導入し今後本格導入をしていく。また昇給試験制度も検討中であり今後実施の方向である。地域手当は該当無し。特殊勤務手当については下水道会計においては該当無し。(課題)	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	公共下水道特別会計に於いては技能労務職員に相当する職員無し。	退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇はH18をもって廃止した。退職手当については退職手当組合の条例に基づいており、見直しについても組合に準拠してH21より実施の予定。(課題)	福利厚生事業のあり方		
地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年4月71人、平成18年4月70人、平成19年4月70人、平成22年4月65人(計画値)9.7%の減予定。下水道に係る職員数としては、平成14年2人、平成15年1人、以降現在まで職員数1人であり、平成22年度以降もこれを継続し1人である。(課題)												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	人事院勧告に基づく給与改正を平成18年4月より実施。勤務評価制度はH18から実験的に導入し今後本格導入をしていく。また昇給試験制度も検討中であり今後実施の方向である。地域手当は該当無し。特殊勤務手当については下水道会計においては該当無し。(課題)												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	公共下水道特別会計に於いては技能労務職員に相当する職員無し。												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇はH18をもって廃止した。退職手当については退職手当組合の条例に基づいており、見直しについても組合に準拠してH21より実施の予定。(課題)												
福利厚生事業のあり方													
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等 <table border="1" data-bbox="159 1195 616 1469"> <tr> <td data-bbox="159 1195 616 1339">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="616 1195 2125 1339">一番大きな終末処理場については処理水量も多く流量計設置等による適正な運転管理と、電気料金プランの見直しなどにより削減してきた。しかし他の施設については小規模でありまたほぼ自動運転、無人管理となっており、必要最小限での運転をしているので維持管理経費のこれ以上の削減は難しいが今後も削減できる対象があれば削減していく。また、平成7年度に供用開始し使用してきた機器類の修繕を平成18年度までに行ったので、今後は大きな修繕による維持管理費の増加を見込まない。(課題)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1339 616 1469">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</td> <td data-bbox="616 1339 2125 1469">維持管理については民間委託しているが、事業自体は生活の安全に直結することであり慎重に検討をしている所である。(課題)</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	一番大きな終末処理場については処理水量も多く流量計設置等による適正な運転管理と、電気料金プランの見直しなどにより削減してきた。しかし他の施設については小規模でありまたほぼ自動運転、無人管理となっており、必要最小限での運転をしているので維持管理経費のこれ以上の削減は難しいが今後も削減できる対象があれば削減していく。また、平成7年度に供用開始し使用してきた機器類の修繕を平成18年度までに行ったので、今後は大きな修繕による維持管理費の増加を見込まない。(課題)	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	維持管理については民間委託しているが、事業自体は生活の安全に直結することであり慎重に検討をしている所である。(課題)									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	一番大きな終末処理場については処理水量も多く流量計設置等による適正な運転管理と、電気料金プランの見直しなどにより削減してきた。しかし他の施設については小規模でありまたほぼ自動運転、無人管理となっており、必要最小限での運転をしているので維持管理経費のこれ以上の削減は難しいが今後も削減できる対象があれば削減していく。また、平成7年度に供用開始し使用してきた機器類の修繕を平成18年度までに行ったので、今後は大きな修繕による維持管理費の増加を見込まない。(課題)												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	維持管理については民間委託しているが、事業自体は生活の安全に直結することであり慎重に検討をしている所である。(課題)												

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保  料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金水準が著しく低いとは言えないので料金改定ではなく水洗化率向上による有収水量の増加を見込んでいる。下水道は生活に必要不可欠であることから、料金改定の時期、率については十分な検討と住民の納得いく説明資料作りがなければならない。（課題 ）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報公開  行政評価の導入	料金水準を保ちながら収入を上げるためには、経営状況を公開し住民の理解を得て、水洗化率の向上が必要であることを納得してもらうことは必要であると考え、ホームページなどで情報公開の準備を進めている。（課題 ）
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。